

令和6年度有害鳥獣対策費補助金実施要領

1 目的・対象

農業者等が設置する有害鳥獣被害防除用の電気柵及び防護柵（以下電気柵等）に対して補助金を交付する。対象者は、市内に住所を有し有害鳥獣による農業被害を受けている又は農業被害を受ける恐れがあるとして電気柵等を設置する者。

2 対象者

以下の全てに要件を満たす者であること

- ① 田原市内に住所を有するもの（個人及び法人）
- ② 市税の滞納がない者

3 補助率及び補助限度額

電気柵等の購入金額の2分の1以内（1年度当たり5万円を限度額とする。）

4 申請期間・場所

(1) 申請期間

令和6年4月1日（月）より随時受付

(2) 申請場所

田原市役所 農林水産部 農政課 農政振興係（田原市役所北庁舎1階）

5 申請に必要な書類

農水産振興対策事業補助金交付申請書（様式第1号）

[添付書類]

- ① 見積書、②製品カタログ、③事業実施場所の位置図

6 根拠法令等

田原市農水産振興対策事業補助金交付要綱

7 申請・問い合わせ先

田原市役所農林水産部農政課農政振興係（田原市役所北庁舎1階）

☎0531-27-7275 FAX0531-22-3817